別記様式第27号（第22の１関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  検　印 | 　照　　合 |  |
|  | 収　入印　紙 | 　　**農業近代化資金借用証書** |
|  |
|  | 貸付決定 | 　番　号 | 第　　　　号 |  |
|  年月日 | 　・　　・ |

|  |  |
| --- | --- |
| (１)借入金額 |  ￥ |
| (２)借入金の使途 |  |
| (３)利息 | 　年　　　％とし、その計算方法は貴組合(融資機関)の所定によります。 |
| (４) 最終弁済期限 | 　　　　　年　　月　　日 |
| (５) 元金の弁済方法 | （初　　　回）　　　年　　月　　日　　　　￥（２回目以降）　　　年　　月　　日以降　　年　　月　　日まで 毎年　　　　　　　　　　　月　　日　　　　￥ |
| (６) 利息の支払期日 | 　毎年　　月　　日および　　月　　日とし、利息支払期日にその日までの利息を支払います。 |
| (７)元金・利息および　　保証料の支払方法 | 　元金・利息および保証料の支払いは、私名義の下記の預貯金口座からの自動支払方法によります。　ただし、第３条によってこの債務全額を返済しなければならない場合は除きます。 |
| 返済用預貯金口座 |  取引支店（所）名 | 種　目 | 口座番号 |
|  |  |  |

　債務者は特約条項を承認のうえ、上記の要領により金銭を借用し、これを受領しました。

　　　　　年　　月　　日

（宛先）

　融資機関代表者名

　　　　　　　　　　　　　債務者　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名 印

　　　　　　　　　　　　　連帯　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名 印

　　　　　　　　　　　　　連帯　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名 印

　　　　　　　　　　　　　連帯　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名 印

　　　　　　　　　　　　　連帯　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名 印

(注：本借用証書および特約条項中、貴組合とあるのは融資機関により貴行、貴金庫と記載すること)

**特　　約　　条　　項**

第１条　（利息、損害金等）

　１．利息、手数料、これらの戻しについての割合および支払の時期、方法の約定は、金融情勢の変化その　　他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更されることに同意します。

　２．貴組合に対する債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対し年　　％の割合の損害金を支　　払います。この場合の計算方法は年365日の日割計算とします。

第２条　（担保）

　１．債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、請求によって直ちに貴組合の承認する担保もしく　　は増担保を差し入れ、または保証人をたてもしくはこれを追加します。

　２．貴組合に現在差し入れている担保および将来差し入れる担保は、全て、その担保する債務のほか、現　　在および将来負担するいっさいの債務を共通に担保するものとします。

　３．担保は、必ずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により貴組合にお　　いて取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の　　弁済に充当できるものとし、なお残債務がある場合には直ちに弁済します。

　４．貴組合に対する債務を履行しなかった場合には、貴組合の占有している債務者の動産、手形その他の　　有価証券は貴組合において取立または処分することができるものとし、この場合もすべて前項に準じて　　取り扱うことに同意します。

第３条　（期限の利益の喪失）

　１．債務者について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、貴組合から通知催告等がなくても貴組合　　に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

　　(１)　債務者または保証人の貴組合に対する貯金その他の債務について仮差押、保全差押または差押の　　　　命令、通知が発送されたとき。

　　(２)　住所変更の届出を怠るなど債務者の責めに帰すべき事由によって、貴組合の債務者の所在が不明　　　　となったとき。

　２．次の各場合には、貴組合の請求によって貴組合に対するいっさいの債務の期限を失い、直ちに債務を　　弁済します。

　　(１)　債務者について支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更正手続開始もしくは　　　　特別清算開始の申立があったとき。

　　(２)　債務者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

　　(３)　債務者が債務の一部でも履行を遅滞したとき。

　　(４)　担保の目的物について差押または競売手続の開始があったとき。

　　(５)　債務者がこの借入金を目的以外の使途に使用し、または借入後長期にわたり使用しないとき。

　　(６)　債務者がこの借入金により、改良、造成もしくは取得した施設等を他に譲渡もしくは目的以外の　　　　使途に使用したとき、施設等が公用収用されたときまたは施設等に係る事業を中止したとき。

　　(７)　債務者が貴組合との取引約定に違反したとき。

　　(８)　保証人が前項第２号または本項各号の一にでも該当したとき。

　　(９)　前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第４条　（差引計算）

　１．期限の到来、期限の利益の喪失、その他の事由によって、貴組合に対する債務を履行しなければなら　　ない場合には、その債務と債務者の貯金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、い　　つでも貴組合は相殺することができます。

　２．前項の相殺ができる場合には、貴組合は事前の通知および所定の手続を省略し、債務者にかわり諸預　　け金の払い戻しを受け、債務の弁済に充当することもできます。

　３．前２項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算　　実行の日までとして利率・料率は貴組合の定めによるものとします。

　４．弁済期にある債務者の貯金その他の債権と債務者の貴組合に対する債務とを、その債務の期限が未到　　来であっても、債務者は相殺することができます。

　５．前項により債務者が相殺する場合には相殺通知は書面によるものとし、相殺した貯金その他の債権の　　証書、通帳は届出印を押印して直ちに貴組合に提出します。

　６．債務者が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知の　　到達の日までとして利率、料率は貴組合の定めによるものとします。なお期限前弁済について特別の手　　数料の定めがあるときはその定めによるものとします。

第５条　（充当の指定）

　１．弁済または第４条１項から３項による差引計算の場合、債務者の債務全額を消滅させるに足りないと　　きは、貴組合が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べませ　　ん。

　２．第４条４項から６項により債務者が相殺する場合、債務者の債権全額を消滅させるに足りないときは、　　債務者の指定する順序方法により充当することができます。

　３．債務者が前項による指定をしなかったときは、貴組合が適当と認める順序方法により充当することが　　でき、その充当に対しては異議を述べません。

　４．第２項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、貴組合は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短などを考慮して、貴組合の指定する順序方法により　　充当することができます。

　５．前２項によって貴組合が充当する場合には、債務者の期限未到来の債務については期限が到来したも　　のとして、貴組合はその順序方法を指定することができます。

第６条　（利子補給の停止）

　　債務者および保証人は滋賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱にもとづく利子補給を受けられなくなったときは、利子補給を受けられなくなった日から借入金の利率を年　　％とされることを承諾します。

第７条　（危険負担・免責条項等）

　１．債務者が貴組合に差し入れた証書が事変、災害、輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失・　　滅失・損傷または延着した場合には、貴組合の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済します。なお、　　貴組合から請求があれば直ちに代り証書を差し入れます。

　　　この場合に生じた損害については貴組合になんらの請求をしません。

　２．債務者の差し入れた担保について前項のやむを得ない事情によって損害が生じた場合にも、貴組合に　　なんらの請求をしません。

　３．債務者に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立もしくは処分に要した費用、および債務者　　の権利を保全するため貴組合の協力を依頼した場合に要した費用は債務者が負担します。

第８条　（届出事項の変更）

　１．印章、名称、商号、代表者、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出を　　します。

　２．前項の届出を怠ったため、貴組合からなされた通知または送付された書類が延着し、または到着しな　　かった場合には、通常到着すべき時に到着したものとします。

第９条　（報告および調査）

　１．財産、経営、業況について貴組合から請求があったときは、直ちに報告し、また調査に必要な便益を　　提供します。

　２．財産、経営、業況について重大な変化が生じたときは、または生じるおそれのあるときは貴組合から請求がなくても直ちに報告します。

第10条　（保証）

　１．保証人は、債務者がその約定によって負担するいっさいの債務について債務者と連帯して保証債務を　　負い、その履行についてはこの約定に従います。

　２．保証人は、債務者の貴組合に対する貯金その他の債権をもって相殺はしません。

　３．保証人は、貴組合がその都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。

　４．保証人は、第１項の保証債務を履行した場合、代位によって貴組合から取得した権利は債務者と貴組　　合との取引継続中は、貴組合の同意がなければこれを行使しません。もし貴組合の請求があれば、その　　権利または順位を貴組合に無償で譲渡します。

第11条　（元金・利息・保証料の自動支払）

　１．債務者は、元利金の返済および滋賀県農業信用基金協会の債務保証にかかる場合の保証料（以下「保　　証料」という。）の支払のため、各返済日（休日の場合は翌営業日、以下同じ）までに毎回の元利金返　　済額および保証料支払相当額を返済用貯金口座に預け入れておくものとします。

　２．貴組合は、各返済日に普通貯金通帳、同払戻請求書等によらず返済用貯金口座から払い戻しのうえ、　　毎回の元利金の返済および保証料の支払いにあてるものとします。ただし、返済用貯金口座の残高が毎　　回の元利金返済額および保証料支払額に満たない場合には、貴組合はその一部の返済および支払いにあ　　てる取扱いはしないものとします。

　３．毎回の元利金返済額および保証料支払額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、貴組合は　　元利返済額および保証料支払額と損害金の合計額について前項と同様の取り扱いができるものとしま　　　す。

第12条　（据置期間中の利息の自動支払）

　　債務者は、据置期間中の利息を前条に準じて支払うものとします。

第13条　（合意管轄）

　　この約定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、貴組合の所在地を管轄する裁判所を管　轄裁判所とすることに合意します。